時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上七日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日迄と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

國會の爲す所あり

日本に國會の開設を見るに至りたる縁起由來は曩に本紙に詳説せる所の如くにして民間の有志者が明治十年の前後より俄に之を建言請願したるが爲めに始めて今日あるを得たるに非ず開國以來漸く釀し來りたるの勢にして政府が其請願を納るゝに至りたるも畢竟素志に叶ひたるが故なり萬々民間に會釋して一歩を枉げたるに非ざるのみか開設の取運びの極めて容易迅速なりしは政府部内の形勢の然らしめたる所にして明治の當局者みな最も熱心なる國會開設論者なりとは何人も敢て疑はざる所なれども事のいよいよ目前に到來して政府の外に國會なるものゝ現出せる昨今に至りては雙方ともに其素志を忘れたるものゝ如く政府が國會の議權を成るべく制限せんとすれば國會は成るべく擴張せんとして宛然攻守の勢をなし事態頗ぶる圓滑を缺くものゝ如し遠くして之を見れば既に奇相に似たれども世事多くは此の如きものにして動もすれば極端に走り易く極端と極端と相背馳して意外の邊に逸出することさへなきに非ず蓋し人生の常なりと雖も本來官民の互に一致せざるは國政上の慶事にあらず朝野相共に協同提携してこそ始めて見るべきの美蹟を奏するとなれば今日の急務は主として其調和を謀るにあり顧ふに從來民間に於て政府を云々し非難の要點となすものは彼の情實を以て其最なりとす情實によりて人を用ひ人の爲めに官を設け官の爲めに費用を增すは夙に民間の認めて以て弊となす所にして政府の當局者と雖も獨り自から顧るときは往々其人ならざるに用ひ其用なきに官を設けたるを慊む者もなかるべし決して完全を盡したるに非ざる次第は疑もなき事なれども條理の指示す所は頗る薄弱にして知りつゝ之を嚴守するに忍びざるは是れ即ち情實なり蓋し情實は猶ほ慢性病の如く局處に劇しき苦痛はなけれども其人を惱ますや甚だし假に一小會社を設け一小事務を取扱ふものにても人を任免黜陟するに當ては決して意の如くなるを能はず一家內の婢僕を處置するに付ても猶は此事あるを免れざる習あれば況して政府の如き幾百千人を以て組織したる大部內に於ては其關係の廣く且つ深きも亦當然の所にして之を理外の理と云ふも可ならん左れば局外の民間に於て其弊たるを咎むるも尤もなり政府が其始末に躊躇するも亦尤もにして共に偏す可らずと雖も之が爲めに官民雙方の一致を妨げ共同に溝渠を生ずるに至りては誠に憂ふべき限りなれば我輩は常に好機會の到來を期望せしに幸なるは今度國會の開設なり國會は民間の輿論を代表して敢て政府部內の情實に拘束せられざるを以て其本色となすものとなれば此際政府は國會と方針を共にして多年忍ぶ可らざりしものを忍び以て夙昔の弊根を截斷するときは官邊情實の責を轉じて國會に嫁したる樣のものにして之が爲めに免黜の不幸に遭ふ者も唯時運の然らしむる所と諦めて事の始末甚だ容易なるべし一見婉曲に過ぎたるが如くなれども政府は決して其本心に背きたるに非ず常に冗員の多きに困却して之を沙汰せんとするの工風は曾て一日も忘れたることなかりしに恰も好し新設の國會は政府の局外に屹立して情實截斷の申譯は之を引受けて敢て辭せず頗ぶる虛心平氣なるのみか進んで當らんとみえ主張する所あれば今日は正に自他の所望を兩全するの機會にして必ずしも苦慮するを須ひず着々斷行して以て漸く官民の一致を圖らんこと我輩の敢て勸告するところなり

雜報

○明治二十三年內事重要記略（前號の續）

三月

一日　法律第十三號を以て禁止通用紙幣貨幣引換に關する件同第十四號整理公債條例特別會計設置の件を公布す○暴徒熊本縣人某和歌山縣人某鳥尾陸軍中將を大坂の宴に要擊して微傷を負はしむ

四日　明治二十三年度歲入歲出豫算を公布す

歲入總額八千百九十八萬八十一圓四十二錢一厘

歲出總額八千百九十七萬八千五百七十八圓六十九錢二厘

五日　芝區三田同朋町出火三田、田町、四國町、通新町、松新町等を延燒し全燒八百三十九戶

六日　陸海軍聯合大演習を勢尾地方に執行するを以て天皇陛下親ら統監と爲らせ給ひ參謀總長熾仁親王審判官副長と爲り陸軍少將川上操六海軍少將有地品之允同伊東祐亨陸軍步兵大佐小川又次川村景明立見尚文高橋維則海軍大佐兒玉利國諸氏審查官に充つ

七日　勅令第二十號を以て國債仕拂及收入金決算に關する件を公布す

八日　壹岐對馬電信料の件（法律第十六號）を公布す○東京電信學校を廢して東京郵便電信學校を置く（勅令第二十三號）

十一日　陸海軍將校及同相當官退役之際名譽進級の件を公布す（勅令第二十四號）

十八日　作業會計法（法律第十七號）陸軍作業會計法（同第十八號）鎭守府造船材料資金會計法（同第十九號）其他諸會計法を公布す

十九日　裁判所構成法施行條例（法第二十二）を公布す

二十三日　富山縣新川郡上瀧町大火三百三十餘戶秋田縣山本郡能代町大火五百餘戶を延燒す○判任官の等級を改めて一等より六等に至る

二十五日　秋田縣知事岩崎小二郎氏元老院議官に任ぜられ農商務省水產局長鈴木大亮氏後任を襲ぐ○女子高等師範學校設置の件（勅第四十二號）第三回內國勸業大博覽會出品意匠登錄の件（同第四十四號）を公布す

二十六日　天皇皇后兩陛下上野第三回內國勸業大博覽會に行幸在らせられ開館式を行なはせらる勅語に曰く

第三回內國勸業博覽會ノ設ケ成ルヲ告ク朕親ラ臨テ之ニ開會ノ典ヲ擧ク物品ノ精良之ヲ前回ニ比シテ其進步著ニ顯著ナリ汝等益其業ヲ勵ミ其產ヲ殖シ以テ國ノ昌盛ヲ期セヨ

總裁伏見宮殿下の奉答あり是の日下谷區內一大綠門を三橋に設けて聖駕を歡迎す

二十七日　勅令第四十九號を以て臨時建築局を廢し其事務を內務省の管掌に屬す又各省の官制通則を改正（同第五十號）す

二十八日　陸海軍聯合大演習を勢尾地方に執行するに付統監天皇陛下東京を發して名古屋に趣かせ給ふ山縣總理大臣土方宮內大臣供奉す西鄉、山田、松方、大山、榎本、青木の六大臣皆大演習地に赴く內閣に留る者は後藤、岩村の兩大臣のみ○交換基金特別會計法（法第二十四號）其他各會計法を公布す

二十九日　天皇陛下名古屋の本營（本願寺）を發して半田に駐蹕是日西軍本營を岐阜に置き東軍御油を以て本營と爲す○北海道官有未開の土地拂下貸下の件を公布す（勅第五十五號）

三十日　陸海軍東西開戰○有栖川威仁親王同妃兩殿下歐洲より歸朝是の日神戶に着せらる○明治二十三年度歲入歲出豫算追加の件を公布す

歲入追加額二百五十七萬四千三百六十九圓九十六錢四厘

歲出追加額二百五十萬五千百一圓九十六錢四厘

府縣委託金を地方經濟に移すの件（勅第六十六號）を公布す

○東京株式取引所　同所にては本月六日午後一時より株主の定規總會を開き二十三年下半季利益金の配當を議し夫より肝煎役六名の撰擧を行ふよし

○質店の閑散　と云ふ程にもあらざれども去る三十一日は數年に例しなき閑散にして場末の如きは徹夜は愚か十一二時頃には客足も杜絕え各々戶に入るも多かりしが入るに物なく受くるに金なきならん杯質屋の小僧が呻吟の間に咕きたりと聞きたるが何樣昨春來の米高にて下流社會は質品も入れ盡し漸く一二箇月來米價の一三毫を見る位にて未だ受出すの餘力なく入れるにも物なしといふ有樣にて更に質物の動きなく藏の架上に空しく春を迎へし衣類も夥しきことなるべく左れど京橋、日本橋、神田、淺草等の重立し場所柄丈けは徹夜をなせしもありと云へど其出入の概況は二十二年の大晦日に比較して半額稍々強ともいふべきか併し斯る不景氣にも拘らず一般の上より見れば入質の割合に少なくして出質の多きを占しは又近來稀なる大晦日なりしといふ

○內外石炭會社の分散　內外石炭會社の愈々分散に決したるよしは此程の紙上に記載したるが同社株主四十餘名は去る三十日午後六時より吳服町柳屋に會して遺產分配の手續を爲し家屋、家具、船舶等凡そ同社の所有したる財產を賣却したる其金高二千六百餘圓を割當てたるに發起人の持株二千二百五十株は先般協議の上其權利を棄却したれば殘株に割當て一株十五圓拂込八十錢宛の割賦となり其內二錢丈けを慰勞として殘務委員に贈り各々七十八錢丈を納め承諾書に調印の上一同散會したり之れにて久しく發起人株主間に紛紜ありたる內外石炭會社も遂に分散を終りたるよし尙は遠隔の株主へは割賦金受取方を一箇年間猶豫する筈なりと

年禮者の新工風

豫算委員查定書總說明（前號の續き）

明治二十四年度陸軍省所管豫定經費查定書說明

陸軍省所管經費豫算委員ニ於テ查定スル所ノ

歲出經常部ハ　一一、九六六、六四六、七六九

歲出臨時部ハ　一、一六五、五〇九、三四七

ニシテ

查定額 ナリ今之ヲ 要求額 ニ比較スレ ヲ減少ス 查定歲 ヲ以テ 要求歲 ニ比較スレ ヲ減少ス 款項ノ 歲出 第一款 查定額 ヲ以テ 要求額 ニ比較スレ ヲ減少ス是 第一項 予之 第二項 第三項 ヲ減レ 第四項 ヲ減レ 第五項 ヲ減シ 第六項 ヲ減レ 第七項 ヲ減シ 第八項 ヲ減レ 第九項 ヲ減レ 第十項 第二款 查定額 要求額 ヲ以テ ニ比較スレ ヲ減スルニ 第二項 第三項 ヲ減レ 第四項 ヲ削 ヲ減シ 第五項 減ス ヲ減シ 第八項 ヲ減レ 第九項 ヲ減レ 第十一 ヲ減レ 第十五 ヲ減シ 第十六